

# 一般社団法人日本放射線科専門医会・医会定款 施行細則

## 第1章 会員および会費

### 第1条 正会員資格である日本医学放射線学会認定放射線科専門医について(定款第5条)

1. 日本医学放射線学会が認定する放射線診断専門医、放射線治療専門医をもって正会員資格とする。
2. 放射線科専門医は正会員資格に含まれない。

### 第2条 準会員の資格について(定款第5条)

1. 日本医学放射線学会が認定する放射線診断専門医、放射線治療専門医の資格取得のために修練中の医師で修練開始から6年未満で当法人の目的に賛同するもの。前期放射線科専門医も準会員の資格に含まれる。
2. 準会員が正会員資格をえた場合は、準会員資格は失効し、自動的に正会員に移行する。

### 第3条 当会の目的に賛同する企業を賛助会員とする。

1. 賛助会員はJCRニュースやホームページに広告掲載を申し込むことができる。
2. 賛助会員は当会主催のセミナーや講習会に賛助会員として参加できる。
3. 賛助会員は当会主催のセミナーで展示の企画がある場合は優先的に出展できる。

### 第4条 当会への貢献を顕彰し、特別会員および顧問を以下のとく規定し、本人の了解を得た後に、公告する。

#### ① 特別会員

##### 1. 資格

- (ア) 以下のいずれかの要件を満たす会員で満65歳を迎えた者の中から、理事会で推薦、承認し、本人の意思確認をする
- ① 日本放射線科専門医会・医会の理事長（会長）、副理事長（副会長）を務めた者
  - ② 理事、監事を通算2期以上務め、その貢献が理事会で認められた者
  - ③ ①、②に該当しないが、放射線科医の社会的地位向上に著しく貢献し、理事会が相当と認めた者

##### 2. 特別会員の役割、特典

- (ア) 必要に応じて、理事会は特別会員に意見を求める  
(イ) 2年に1から2回程度、特別会員と理事会の意見交換会を開催する  
(ウ) ミッドサマーセミナー、ミッドウインターセミナーの参加費を免除

する。

(エ) 満 70 歳を越えたものは年会費を免除する。

② 顧問

1. 資格

(ア) 以下の要件のいずれかを満たす特別会員の中から、理事会により推薦、承認し、本人に意思確認をする。

- ① 日本放射線科専門医会・医会の運営に実績がある
- ② 日本医学放射線学会および日本放射線科専門医会・医会の運営および発展に助力できる特別会員

(イ) 顧問の役割、特典

- ① 理事会からの要望で理事会もしくは委員会などに出席する
- ② ①のための経費は理事に準じて会が負担する
- ③ ①における権限は特任理事に準ずる
- ④ 任期は当該理事会の任期とする。

## 第5条 入会金および会費

- 1. 入会金 5千円
- 2. 正会員 年額 1万円
- 3. 準会員 なし
- 4. 賛助会員 年額 10万円
- 5. 準会員から正会員に移行する場合は入会金は不要とする。
- 6. 被災した年度の入会金または正会員の年会費を免除する。被災時に入会金または年会費が納入済みの場合は、次年度の年会費を免除 とする。申請期限は罹災証明書の発行日から、 準会員の入金は 1年間、正会員は 6か月とする。

## 第2章 社員、代議員および役員の資格および選任細則

### 第6条 社員、代議員および役員の選任

正会員から理事会の定める代議員運営規則により選任された代議員をもって、社員および理事とする。したがって定款第 29 条により、代議員（＝社員＝理事、以下理事）の定数は 6 名以上 30 名以内とする。

### 第7条 理事（＝代議員＝社員）の選任方法（定款第 26 条、代議員運営規則）

- 1. 全国を次の地区にわけ、地区ごとに会員数に応じて定数を定めて正会員による投票で選任する。
- 2. 理事選挙における事務は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員は委員長と委員を理事

会が正会員の中から委嘱する。

3. 地区ごとに候補者数の過不足が生じた場合には、理事会の承認を経て総定数を越えない範囲で地区間で定数を調整できる。候補者が総定数を越えない場合、理事会および監事の承認を経て、正会員の投票がなくても信任されたものとすることができる。
4. 各地区区分と定数

北日本地区（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）

関東地区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）

中部地区（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

関西地区（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县）

中・四国地区（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

#### 第8条 代表理事（理事長）の選任

理事による互選で、理事の中から選任する。監事は代表理事には選任できない。

#### 第9条 副理事長の選任

代表理事が副理事長(4名以内)を推薦し理事会の承認を経て選任される。副理事長の中から代表権をもつ理事長の代行を担う2名以内の理事長代行をおくことができる。副理事長の任期終了時期は理事長のそれと同じとする。

#### 第10条 監事

監事は正会員の中から理事が推薦し、理事会において推薦し承認する。理事を監事に選任できない。

#### 第11条 特任理事

1. 理事会の推薦、承認を経て、正会員の中から特任理事を委嘱できる。特任理事は原則として10名以内とする。
2. 特任理事は理事会の求めに応じて理事会に出席し、理事会および当法人の運営に協力する。ただし理事会での議決権はない。
3. 特任理事を代表理事（理事長）、副理事長、監事には選任できない。
4. 特任理事の任期は選任から当該理事会の任期とする。特任理事の再任は妨げない。

#### 第3章 理事会運用規則

## 第12条

1. 社員総会および代議員会の運営に関する事項は、法務省令およびこの定款に定めるもののほかは、理事会において定める理事会運用規則による。
2. 理事会は、ミッドサマーセミナー開催時、日本医学放射線学会秋季臨床大会開催時、ミッドワインターセミナー開催時および日本医学放射線学会総会時（春季）に開催する。そのほか、必要に応じて定款に定める手順にしたがって随時開催する。
3. 理事会は、通信媒体（電子メール）による審議も行うことができる。その決議事項は理事会における議決、承認と同等するが、次の定例理事会において再度確認する。
4. 通信媒体による審議においては、議決の期限を定め、議決承認には全理事および監事の同意を必要とする。ただし審議内容に同意できない（非承認）の場合はその旨を通信媒体で表明する必要がある。期限までに非承認を表明しない場合は承認したものとする。議決承認は理事長もしくは副理事長の最終確認を必要とする。
5. 通信媒体による理事会審議においては監事も審議および議決に参加資格がある。

## 第4章 学術セミナー

### 第13条 学術セミナーの目的

1. 当法人会員および日本医学放射線学会会員の学術および診療能力の向上、専門性の向上を目的とする。
2. 日本医学放射線学会が行う専門医認定の妨げにならないよう十分に配慮する。
3. その開催、参加要項を当法人会員および日本医学放射線学会会員に広報する。

### 第14条 学術セミナーの運営

1. 理事会が運営責任を負う。
2. セミナー担当者は理事から選任する。セミナーの開催が理事の任期を越えても、セミナー担当者は継続し、理事会に対してセミナーの運営、説明責任を負う。
3. セミナー運営のための実行委員は理事以外の正会員にも委嘱できる。
4. 運営の一部を正会員以外に委嘱する場合には理事会の承認を必要とする。
5. 学術セミナーの開催にあたっては日本医学放射線学会と協調する。

### 第15条 学術セミナーの概要

1. 夏季にミッドサマーセミナーを開催する。
2. 冬季にミッドワインターセミナーを開催する。
3. 研修医セミナー
4. ガイドラインのための講習会

## 5. その他

第16条 他の学術団体が行う学術集会およびセミナーの共催、後援など

1. 放射線医学の発展、向上、会員利益に関わる各種学術集会、セミナーなどから共催、後援などの協力依頼があった場合は、理事会での議決を経て承認する。

## 第5章 広報活動

1. 専門医会ニュースを刊行する
2. 当法人のホームページにおいても広報活動を行う。

## 第6章 委員会活動

1. 理事会が委員会運営の責任者として理事から担当理事を選任する。

## 第17条

1. 委員会の運営は理事会が責任を負う。
2. 担当理事を理事から選任する。担当理事は理事会ごとに活動状況を報告する。
3. 委員長・委員は理事以外からの正会員にも委嘱できる。そのための経費は別途定め、理事会に承認する。
  1. 通信媒体による会議を委員会とすることができます。
  2. 以下の委員会をおく。そのほかの委員会の設置には理事会の承認が必要である。

保険委員会 国際委員会 広報・HP 委員会 教育委員会 メンバーズベネフィット委員会  
働き方改革委員会 編集委員会 人工知能診療委員会 ガイドライン委員会 造影剤・医療安全委員会 自己機能評価委員会 財務委員会 総務委員会（利益相反委員会兼務）財務健全化委員会 東京都各科医会協議会連絡委員会 医療事故調査委員会 地域格差是正・遠隔診療委員会 医療政策研究委員会 名簿復刻委員会 医療政策調査部会 選挙委員会、ガバナンス委員会

## 第18章 定款および細則（運用規則など）の変更

1. 理事会による発案、および議決、承認を必要とする。議決方法は定款に準ずる。

## 附則

この定款施行細則は平成26年7月20日をもって発効する

この定款施行細則は平成26年9月27日をもって改訂施行する

この定款施行細則は平成27年4月18日をもって改訂施行する

この定款施行細則は平成28年7月16日をもって改訂施行する

この定款施行細則は令和元年10月19日をもって改訂施行する

この定款施行細則は令和 3 年 2 月 9 日をもって改訂施行する

この定款施行細則は令和 4 年 1 月 15 日をもって改訂施行する

この定款施行細則は令和 4 年 7 月 16 日をもって改訂施行する

この定款施行細則は令和 5 年 7 月 15 日をもって改訂施行する

この定款施行細則は令和 5 年 9 月 16 日をもって改訂施行する

この定款施行細則は令和 6 年 4 月 13 日をもって改訂施行する（下線部）